

副本

令和4年（行ウ）第182号 旅券不発給処分無効確認等請求事件

原告

被告 国（本件不発給処分に係る処分行政庁 外務大臣）

被告第3準備書面

令和6年11月22日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

被告指定代理人

金 築 昌 子

中 野 雅 康

渡 邊 菜 千

藤 本 怜 子

金 田 充 弘

奥 原 大 夢

小 場 涼 花

笹 村 美智子

藤 川 雅 大

加 藤 俊 輔

柴 崎 惇

岡 田 篤 旺

迎 雄 二

北 潟 丈 晴

武 本 光 弘

赤 坂 美美子

石 山 祥太郎

(目次)

第1	はじめに	5
1	予備的国家賠償請求（請求の趣旨第9項）に係る原告の主張の概要	5
2	予備的国家賠償請求に対する被告の主張の概要等	6
第2	法務大臣が原告による適法な国籍喪失届を不受理としたという前提で、それが国賠法1条1項の適用上違法であるとする原告の主張は誤りであること（違法事由①に対して）	7
1	国籍喪失の届出について受理又は不受理処分を行うのは法務大臣ではなく市区町村長であり、被告が原告の国籍喪失届に係る手続に関して国賠法上の責任を負い得るものでないこと	7
(1)	国籍喪失の届出につき、受理又は不受理処分を行うのは法務大臣ではなく市区町村長であり、被告（法務大臣）は原告の国籍喪失届に係る手続に関与していないこと	7
ア	国籍喪失の届出につき受理又は不受理処分を行うのは法務大臣ではなく市区町村長であること	7
イ	受理照会に対する回答という方法も含めて被告（国）は原告の国籍喪失届に係る手続に関与していないこと	9
ウ	小括	10
(2)	原告が違法事由①を基礎付ける事実として主張する各事情は被告が原告の国籍喪失届に係る手続に関して国賠法上の責任を負い得る根拠となるものでないこと	10
ア	原告の主張等	10
イ	原告の主張は国籍喪失届に係る手続において国籍喪失の年月日が記載された添付書面の提出が法令上要求されていないことを前提とする点において明らかに誤っていること（前記⑦及び⑧の事情に対して）	11
ウ	原告の主張は、市区町村長において国籍喪失届に係る事務を含めた戸	

籍事務の適正迅速な処理を図るために被告（法務大臣）が関与する一般的な仕組みが設けられていることなどを看過するものであるなどの点において誤りであること（前記⑤の事情に対して）	13
2 市区町村長においても原告の国籍喪失届を不受理とする処分を行っていないこと	16
3 まとめ	16
第3 本件資格変更申請を不受理とし、在留資格を付与しなかったとして、それらが国賠法1条1項の適用上違法であるとする原告の主張は誤りであること（違法事由②に対して）	16
1 原告の主張する本件資格変更申請の不受理処分は存在しないこと	17
2 「被告国が、国籍法11条1項と戸籍法、旅券法に関する調和的で適切な制度設計をしてこなかった結果」として「原告にもたらした損害の責任を負うべき」などとする原告の主張に理由がないこと	17
(1) 原告の主張は、「外国国籍を志望取得したことが客観的事実から明らかであるにもかかわらず、「国籍喪失を証すべき書面」（戸籍法103条2項柱書）を添付することができ」ないために「国籍喪失届が受理されない」場合が生じ得ることを前提としている点において誤りであること	17
(2) 原告の主張する「外国国籍を志望取得したことが客観的事実から明らかであるにもかかわらず、「国籍喪失を証すべき書面」（戸籍法103条2項柱書）を添付することができ」ないために「国籍喪失届が受理されない状況に置かれた元日本人」に原告は当たらないこと	19
3 まとめ	20
第4 結論	20

第1 はじめに

1 予備的国家賠償請求（請求の趣旨第9項）に係る原告の主張の概要

- (1) 原告は、①法務大臣が原告による適法な国籍喪失届を不受理とし（以下「違法事由①」という。）、また、②法務大臣が所管する「出入国管理庁（当時）」^{*1}が原告による適法な在留資格の申請を不受理とした（以下「違法事由②」という。）とし、これらの行為が国賠法1条1項の適用上違法であるとして（原告準備書面(4)第2・2及び3ページ等）、生じた損害の一部とする904万円及び遅延損害金の支払を求めるものである（予備的国家賠償請求、請求の趣旨第9項、訴状第25・286ないし289ページ）。
- (2) 原告は、これまで予備的国家賠償請求に関する事情として種々の事情を主張してきたところ、令和6年9月11日の第9回口頭弁論期日において、これらの事情に係る原告の主張は、違法事由①を基礎付ける事情として、⑦法務大臣が「市町村長が戸籍事務を処理するに当たりよるべき基準」を定めるに当たり、国籍喪失届受理の要件として戸籍法が課していない要件（外国国籍を志望取得した年月日が記載されている書面の添付）を定めたこと（法律の委任の範囲の逸脱）、⑧法務大臣が、地方自治体が国籍喪失届受理の要件として戸籍法が課していない前記⑦の要件を課するという権限逸脱行為を防止するために適切な措置をとっていなかったこと、⑨法務大臣が、カナダ国籍を志望した者の国籍喪失届を自治体や領事館等の受付窓口が即時かつ適切に受理できるようにするために必要な情報共有を行っていなかったことを主張

*1 「出入国管理庁」という行政機関は存在せず、原告の主張する「出入国管理庁（当時）」は「東京入管（東京入国管理局（当時）」を指すものと思われる。なお、東京入管（当時）において在留資格の取得を申請した場合、当該申請の受理・不受理を行うのは「東京入国管理局長（当時）」である。

するものであり、また、違法事由②を基礎付ける事情として、㊦法務大臣が「国籍喪失を証すべき書面」（戸籍法103条2項柱書）を添付することができず国籍喪失届が受理されない状況に置かれた元日本人に対して在留資格を付与する制度を設けていないことを主張するものである旨述べた。

2 予備的国家賠償請求に対する被告の主張の概要等

- (1) 被告は、違法事由①に対しては、国籍喪失の届出につき、受理又は不受理処分を行うのは、法務大臣ではなく、市区町村長であり、また、そもそも本件においては市区町村長においても原告の国籍喪失届を不受理とする処分を行っていないことなどによれば、被告（法務大臣）が原告の国籍喪失届に係る手続に関して国賠法上の責任を負う余地のないことを主張してきた（答弁書第11の1・49、50ページ、被告第1準備書面第3・12ないし15ページ、被告第2準備書面第2・4ないし8ページ）。

また、違法事由②に対しては、そもそも原告の主張する資格（変更）申請の不受理処分は存在しないものであって、被告（法務大臣）が原告の在留資格の変更申請に係る手続に関して国賠法上の責任を負う余地はなく、さらに、「国籍喪失を証すべき書面」（戸籍法103条2項柱書）を添付することができず国籍喪失届が受理されない状況に置かれた元日本人が生じ得ることを想定して、かかる元日本人に対して在留資格を付与する制度を設ける必要がある旨の原告の主張は、その想定する前提そのものが誤っていることから理由のないことなどを主張してきた（答弁書第11の2・50ページ、被告第2準備書面第3・8ないし11ページ）。

- (2) 本準備書面においては、前記1(2)のとおり、第9回口頭弁論期日（前回の口頭弁論期日）において、原告が、これまで予備的国家賠償請求に関する事情として主張してきた種々の事情の位置付けを一定程度明らかにしたことを踏まえて、被告の従前の主張を整理、補充するとともに、必要な範囲で原告の主張に反論する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例によることとし、また、被告提出の各準備書面については、令和5年9月29日付け被告第1準備書面を「被告第1準備書面」と、原告提出の各準備書面については、2023年7月14日付け準備書面(1)を「原告準備書面(1)」というとする例によることとする。

第2 法務大臣が原告による適法な国籍喪失届を不受理としたという前提で、それが国賠法1条1項の適用上違法であるとする原告の主張は誤りであること(違法事由①に対して)

1 国籍喪失の届出について受理又は不受理処分を行うのは法務大臣ではなく市区町村長であり、被告が原告の国籍喪失届に係る手続に関して国賠法上の責任を負い得るものでないこと

(1) 国籍喪失の届出につき、受理又は不受理処分を行うのは法務大臣ではなく市区町村長であり、被告(法務大臣)は原告の国籍喪失届に係る手続に関与していないこと

ア 国籍喪失の届出につき受理又は不受理処分を行うのは法務大臣ではなく市区町村長であること

(7) 原告は、被告(法務大臣)が原告の国籍喪失届を不受理としたとの主張をした上で、同不受理処分は、戸籍法に定めのない違法な処分であると主張する(訴状・288ページ、原告準備書面(2)・2ないし4ページ等)。

しかしながら、既に答弁書第11の1(49、50ページ)、被告第1準備書面第3の1(12、13ページ)及び被告第2準備書面第2の1(4ないし6ページ)等において繰り返し述べてきたとおり、戸籍に関する事務(各種の届出の受理や戸籍の記載)は、市町村長(特別区においては特別区の区長)が管掌するものであり、地方自治法2条9項1

号に規定する第1号法定受託事務（法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの。）である。したがって、国籍喪失届につき受理又は不受理処分を行うのは、市区町村長であって（戸籍法1条、4条）、被告（法務大臣）が国籍喪失届を不受理とし得るものではなく、もちろん被告（法務大臣）が原告の国籍喪失届を不受理とした事実はない。

- (イ) これに対して原告は、戸籍事務に関して、「法務大臣は、市町村長が戸籍事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる」（戸籍法3条1項）、「市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長（中略）は、戸籍事務の処理に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。この場合において、戸籍事務の処理の適正を確保するため特に必要があると認めるときは、指示をすることができる。」（同条2項）、「戸籍事務の取扱に関して疑義を生じたときは、市町村長は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局を経由して、法務大臣にその指示を求めることができる。」（戸籍法施行規則82条）などといった戸籍に係る事務処理に国が関与する仕組みが設けられていることをもって、「国籍喪失届の受理・不受理を含む戸籍事務処理について市町村長は国の機関とみなされるべき」であって、「法務大臣が国籍喪失届を不受理としたとする原告の主張は正鵠を射たものである」（原告準備書面（3）第3の1・16、17ページ）などとも主張する。

しかしながら、これらの規定は、戸籍事務が、市区町村長の事務（1号法定受託事務）であり市区町村長がその事務処理を行うことを前提として、国においてその適正な処理を特に確保する必要性が高いため、国

による関与の仕組みを設けているにすぎない。したがって、これらの関与に係る規定があることをもって、原告が主張するように、「国籍喪失届の受理・不受理を含む戸籍事務処理について市町村長は国の機関とみなされるべき」であるとか「法務大臣こそが国籍喪失届の受理又は不受理処分を行う主体である。」と考える余地があるものではない。

(ウ) 以上のとおり、国籍喪失の届出につき、受理又は不受理処分を行うのは法務大臣ではなく、市区町村長であって、被告（法務大臣）が国籍喪失届を不受理としたとの原告の前記主張は、誤りである。

イ 受理照会に対する回答という方法も含めて被告（国）は原告の国籍喪失届に係る手続に関与していないこと

前記ア(イ)のとおり、戸籍法施行規則では、戸籍事務の適正な処理を確保するために国が関与する仕組みとして、市区町村長は、戸籍事務の処理のために必要があるときは、法務局又は地方法務局の長に指示を求めることができる旨が定められており、これを受理照会というところ、受理照会に対する回答という方法においても、被告（法務大臣）は原告が問題とする平成30年時点における国籍喪失届に係る手続に関与していない。

すなわち、本件においては、平成30年（2018年）11月5日には国籍喪失の届出すら行われていないので、これに対応する世田谷区長からの受理照会が行われていない（答弁書第4・31、32ページ等、乙A第2号証、原告が2024年4月19日付けで申し立てた嘱託先を世田谷区とする調査嘱託の結果）。また、同年12月14日に世田谷区役所で行われた国籍喪失の届出については、世田谷区役所の職員が、原告に対し、東京法務局長に受理照会をすることになる旨を伝えたところ、原告が、同年12月17日に「受理照会は待てない。」「京都で法務省あて国籍離脱の届出をするので取り下げたい。」などと述べて、同日に取り下げたことから、結果として、これに対応する受理照会も行われていない（答弁書第

4・32、33ページ、乙A第2号証、原告が2024年4月19日付けで申し立てた嘱託先を世田谷区とする調査嘱託の結果及び同年6月19日付けで申し立てた嘱託先を世田谷区とする調査嘱託の結果）。

このように、原告が原告の国籍喪失届の不受理処分が行われたと主張する平成30年時点での国籍喪失届に係る手続について、受理照会に対する回答という方法も含めて、国（法務大臣）は何ら関与していない。

ウ 小括

以上のとおり、国籍喪失の届出につき、受理又は不受理処分を行うのは法務大臣ではなく、市区町村長であって、被告（法務大臣）は、原告の国籍喪失届を不受理とする処分を行っておらず、また、受理照会に対する回答という方法も含めて原告の国籍喪失届に係る手続に何ら関与していないのであるから、かかる手続に関して、被告である国に国賠法1条1項にいう違法があったと評価する余地はない。

- (2) 原告が違法事由①を基礎付ける事実として主張する各事情は被告が原告の国籍喪失届に係る手続に関して国賠法上の責任を負い得る根拠となるものでないこと

ア 原告の主張等

前記第1の1のとおり、原告は、⑦法務大臣が「市町村長が戸籍事務を処理するに当たりよるべき基準」を定めるに当たり、国籍喪失届受理の要件として戸籍法が課していない要件（外国国籍を志望取得した年月日が記載されている書面の添付）を定めた、⑧法務大臣が、地方自治体が国籍喪失届受理の要件として戸籍法が課していない前記⑦の要件を課するという権限逸脱行為を防止するために適切な措置をとっていなかった、⑨法務大臣が、カナダ国籍を志望した者の国籍喪失届を自治体や領事館等の受付窓口が即時かつ適切に受理できるようにするために必要な情報共有を行っていないなどと主張し、これら⑦ないし⑨の事情が、違法事由①を基礎付

ける事実である旨主張する。

そもそも前記⑦ないし⑨の事情が、どのような点において違法事由①、すなわち「法務大臣が原告による適法な国籍喪失届を不受理とした」ことを基礎付けると評価し得るものであるのか、いまだ判然としない部分もあるが、その点をおくとしても、前記⑦及び⑧の事情は、国籍喪失届に係る手続において、国籍喪失の年月日が記載された添付書面の提出が法令上要求されていないとの理解を前提とする点において明らかに誤っている。また、前記⑨の事情については、市区町村長において国籍喪失届に係る事務を含めた戸籍事務の適正迅速な処理を図るために被告（法務大臣）が関与する一般的な仕組みは存在するのであって、これに加えて原告の主張するような方法による「情報共有」を行う必要性は見当たらないことを看過している点において誤っている。

以下詳述する。

イ 原告の主張は国籍喪失届に係る手続において国籍喪失の年月日が記載された添付書面の提出が法令上要求されていないことを前提とする点において明らかに誤っていること（前記⑦及び⑧の事情に対して）

(7) 原告の主張する前記⑦及び⑧の事情は、いずれも国籍喪失届に係る手続において、国籍喪失の年月日が記載された添付書面が法令上要求されていないとの理解を前提としたものであると解される。

(i) しかしながら、国籍喪失届に係る手続において、国籍喪失の年月日が記載された添付書面の提出が法令上要求されていないという原告の理解が誤っていることは、被告第1準備書面第3の2(2)(14、15ページ)及び被告第2準備書面第3の2(8ないし10ページ)で述べたとおりである。

すなわち、戸籍の審査は、原則として形式的審査主義を採用していることから、戸籍法は、添付書面として、ある一定の事実について証する

書面の提出を求めており、添付書類により、届出の正確性を担保しようとしている（乙A第13号証）。そして、戸籍法103条2項は、「届書には、次の事項を記載し、国籍喪失を証すべき書面を添付しなければならない」と規定し、必要的記載事項として、「国籍喪失の原因及び年月日」（同項1号）及び「新たに外国の国籍を取得したときは、その国籍」（同項2号）を規定しており、届出人が、国籍喪失届の添付書面として、国籍喪失の年月日を含む事実（本件でいえば、原告が自己の志望によりカナダ国籍を取得した年月日）について証する「国籍喪失を証すべき書面」を提出しなければならないことは法令上明らかである。原告が、いかなる根拠をもってかかる書面の提出が法令上要求されていないと主張するのか、必ずしも判然としないが、「国籍喪失を証すべき書面」該当性については、国籍の喪失（喪失の年月日を含む。）について確認する客観的な手段と言えるかという観点から判断されるものであり、これを不要とすることができるものではない（乙A第15号証、乙A第16号証）。

なお、どの時点で外国国籍を取得したか（日本国籍を喪失したのか）という点は、国際私法上の観点からも重要な要素である。すなわち、身分関係等については原則として本国法によることとされており（行為能力（法の適用に関する通則法4条1項）、婚姻の成立及び方式（同法24条1項及び3項）、婚姻の効力（同法25条）、親子関係の成立（同法28条及び29条）、後見等（同法35条1項）、相続（同法36条）等）、その本国がどこかを判断するために、関係する当事者の国籍の認定が常に問題となるところ、日本国籍を有している者が自己の志望により外国国籍を取得して日本国籍を喪失した場合について、どの時点で外国国籍を取得したか（日本国籍を喪失したか）という点は、かかる身分関係等の判断において必要不可欠な要素であって、これを「国籍喪

失を証すべき書面」という客観的な手段をもって確認する必要があることは当然であり、かかる観点からも、戸籍法が、国籍喪失届に係る手続において、国籍喪失の年月日が記載された添付書面の提出を不要とすることを許容していると解する余地はないというべきである。

(ウ) 以上のとおり、国籍喪失届に係る手続において、国籍喪失の年月日が記載された添付書面が法令上要求されていることは明らかであって、被告（法務大臣）の何らかの行為を取り上げて「戸籍法が課していない要件（外国国籍を志望取得した年月日が記載されている書面の添付）」を国籍喪失届受理の要件として定めた（前記⑦の事情）などと評価し得るものではない。また、被告（法務大臣）において、市区町村長が国籍喪失届受理の要件として外国国籍を志望取得した年月日が記載されている書面の添付を求めることについて、「戸籍法が課していない要件」を課すものとして、これを防止するために何らかの「措置」をとることが相当であった（前記⑦の事情）などと考える余地もない。

ウ 原告の主張は、市区町村長において国籍喪失届に係る事務を含めた戸籍事務の適正迅速な処理を図るために被告（法務大臣）が関与する一般的な仕組みが設けられていることなどを看過するものであるなどの点において誤りであること（前記⑦の事情に対して）

(7) 原告準備書面(6)によれば、前記⑦の事情に係る原告の主張は、要旨、①法務大臣（及び外務大臣）において、カナダ国籍を志望取得した者の国籍喪失届を自治体等の戸籍担当窓口が即時かつ適切に受理できるようにするために、カナダ市民権法に係る情報等を市区町村長に共有する義務があることを前提として、②原告が平成30年11月5日及び同年12月14日に国籍喪失届を行おうとした際に世田谷区役所戸籍係が「市民権カードにカナダの市民権の取得年月日が記載されていれば国籍喪失届を受理できるが、市民権カードにカナダの市民権の取得年月日が記載

されていない場合には」本件手紙等を添付し、東京法務局長に受理照会する旨案内等したことについて、③世田谷区役所戸籍係が国籍喪失届の添付書類についての条文解釈を誤り、また、カナダの市民権証明に関する制度の基礎的な部分について無知であったために原告による国籍喪失届が速やかに受理されなかったものであるとし、④かかる事態を招いたのは、法務大臣（及び外務大臣）が、前記①の義務を果たさなかったという不作为に起因するものであるから、被告は、原告の国籍喪失届に係る手続に関して国賠法上の責任を負うべきであるなどと主張するものと解される。

- (イ) この点、前記1 (1) ア (イ) で述べたとおり、戸籍事務について、戸籍法は、同法3条1項において、「法務大臣は、市町村長が戸籍事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる」と定め、同条2項において、「市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長（中略）は、戸籍事務の処理に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。この場合において、戸籍事務の処理の適正を確保するため特に必要があると認めるときは、指示をすることができる。」と定め、また、戸籍法施行規則82条は、「戸籍事務の取扱に関して疑義を生じたときは、市町村長は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局を経由して、法務大臣にその指示を求めることができる。」と規定しており、これらの規定に基づき、戸籍事務の適正な処理を確保するために国が関与する一般的な仕組みが設けられている。

そして、原告が問題とする国籍喪失の届出において添付しなければならない「国籍喪失を証すべき誓面」（戸籍法103条2項）に関して、その該当性判断に当たっては、国籍の喪失（喪失の年月日を含む。）について確認する客観的な手段と言えるかという観点から判断されるべき

であるところ（被告第2準備書面第3の2(2)・9ページ）、市区町村（長）において「国籍喪失を証すべき書面」に該当する書面か否かに疑義がある場合は、戸籍法施行規則82条に基づき法務局又は地方法務局長に受理照会をすることができ、これにより適正迅速な処理を行い得るよう体制が整えられている。

実際に、原告についても、令和5年5月24日に、京都[]において、「国籍喪失を証すべき書面」として、市民権カード、本件手紙及びそれらの訳文等（なお、これらは、平成30年（2018年）12月14日に原告が世田谷区に国籍喪失の届出をした際に、届書に添付されていたものと同じである。）を添付して行った京都市[]への国籍喪失の届出は、京都地方法務局長に対する受理照会を経た上で、受理されている（甲第136号証の1・4ないし12ページ）。本件において、原告が原告の国籍喪失届の不受理処分が行われたと主張する平成30年（2018年）時点での国籍喪失届が受理されるに至らなかったのは、前記(1)イで述べたとおり、原告が、平成30年（2018年）12月14日に世田谷区役所で提出した国籍喪失の届出について、「受理照会は待てない。」、「京都で法務省あて国籍離脱の届出をするので取り下げたい。」などと述べて、同月17日に取り下げ（なお、同年11月5日には国籍喪失の届出すら行われていない。）、その後、令和5年（2023年）5月24日に至るまで国籍喪失の届出を行わなかったことによるものであって、市区町村長において国籍喪失届に係る事務を含めた戸籍事務を適正迅速に行うことができるように被告（法務大臣）が関与する一般的な仕組みが存在していなかったであるとか、かかる仕組みが機能していなかったといった事情によるものではない。

(ウ) 以上のとおり、市区町村長において国籍喪失届に係る事務を含めた戸籍事務を適正迅速に行うことができるように被告（法務大臣）が関与す

る一般的な仕組みは存在するものであり、これに加えて原告の主張するような方法でカナダ市民権法に係る情報等の共有を行う必要性がある事態が生じているとは考えにくく、ましてかかる情報共有を行うために何らかの対応をすべき職務上の義務を被告（法務大臣）が負っているなどということはできない。

2 市区町村長においても原告の国籍喪失届を不受理とする処分を行っていないこと

(1) 原告が不受理処分が行われたとする平成30年時点での国籍喪失の届出とその取下げに係る世田谷区役所戸籍係における事実経過は、答弁書第4の4（31ないし33ページ）及び原告が2024年4月19日付けで申し立てた嘱託先を世田谷区とする調査嘱託の結果のとおりであって、原告は平成30年（2018年）11月5日には国籍喪失の届出すら行っておらず、同年12月14日に行った国籍喪失の届出については、同月17日に原告自ら取り下げていることから、市区町村長たる世田谷区長においても、原告の国籍喪失届につき不受理処分を行っていないことは、答弁書第11（49、50ページ）及び被告第2準備書面第2の2（6ないし8ページ）等で主張したとおりである。

(2) したがって、原告の主張は原告の国籍喪失届について不受理とする処分が行われたことを前提としている点においても誤っている。

3 まとめ

以上のとおりであるから、法務大臣が原告による適法な国籍喪失届を不受理としたとし（違法事由①）、それが国賠法1条1項の適用上違法であるとする原告の主張が誤りであることは明らかである。

第3 本件資格変更申請を不受理とし、在留資格を付与しなかったとして、それらが国賠法1条1項の適用上違法であるとする原告の主張は誤りであること（違

法事由②に対して)

1 原告の主張する本件資格変更申請の不受理処分は存在しないこと

原告は、平成30年12月14日に、東京入管において、本件資格変更申請をしたにもかかわらず、東京入管が不受理処分ないし原告に在留資格を付与しなかった処分をしたとして、当該処分は法務大臣の裁量を逸脱した違法な処分である旨主張する(訴状267、288ページ、原告準備書面(4)・2ページ)ところ、原告が東京入管において行ったのは、在留資格を抹消する願い出であって、在留資格変更許可申請を行ったものでなく、そもそも原告の主張する本件資格変更申請の不受理処分が存在しないことは、答弁書第11の2(50ページ)等において述べたとおりである。

2 「被告国が、国籍法11条1項と戸籍法、旅券法に関する調和的で適切な制度設計をしてこなかった結果」として「原告にもたらした損害の責任を負うべき」などとする原告の主張に理由がないこと

(1) 原告の主張は、「外国国籍を志望取得したことが客観的事実から明らか」であるにもかかわらず、「「国籍喪失を証すべき書面」(戸籍法103条2項柱書)を添付することができ」ないために「国籍喪失届が受理されない」場合が生じ得ることを前提としている点において誤りであること

ア 戸籍法103条2項は、国籍喪失の届出に当たっては、届書に「国籍喪失を証すべき書面」を添付しなければならないと定めているところ、原告は、外国においては当該国の国籍を自己の志望により取得したことの証明書が発行されなかったり、発行されても容易に入手できなかったりする場合があり、「外国国籍を志望取得したことが客観的事実から明らか」であり、本人が認めているにもかかわらず、同項の求める書面の添付ができないために国籍喪失届が受理されない場合が生じ得るとし、法務大臣が、そのような状況に置かれた元日本人に対して在留資格を付与するための適切な制度設計をしてこなかった結果として本件資格変更申請の不受理処分が

行われたものであるから、被告は、原告にもたらした損害の賠償責任を負うべきである旨主張する（原告準備書面（3）第3の3・19ページ、原告準備書面（4）第2・3ページ）。

イ しかしながら、戸籍の審査については、原則として形式的審査主義が採用されており、戸籍法は、国籍喪失の届出について、その届出の正確性を担保するために「国籍喪失を証すべき書面」（戸籍法103条2項）を添付しなければならないと定めているのであるから（被告第1準備書面第3の2(2)ア・14、15ページ、乙A第13号証）、外国国籍を志望取得したことを認める旨の本人の供述のみによって、国籍喪失届を受理することができないことは、明らかである（乙A第14号証、乙A第15号証）。

また、被告第1準備書面第3の2(2)イ（15ページ）等で述べたとおり、「国籍喪失を証すべき書面」については、国籍喪失の年月日を含む事実について証するものであることが必要であるところ、かかる書面としては、外国への帰化証又はその写し、在外公館の長が発給した帰化事実証明書、日本の在外公館が外国関係機関にその者の外国への帰化事実を確認した旨の書面（電話聴取書も含む。）などが該当するとされている（乙A第16号証）。

このように、「国籍喪失を証すべき書面」該当性判断に当たっては、国籍の喪失（喪失の年月日を含む。）について確認する客観的な手段と言えるかという観点から、柔軟な取扱いがされているものである（乙A第15号証）。

したがって、原告が主張するような、「外国国籍を志望取得したことが客観的事実から明らかである」にもかかわらず、「国籍喪失を証すべき書面」（戸籍法103条2項）の添付ができないために国籍喪失届が受理されない場合が生じ得るとは考え難く、法務大臣が、そのような状況に置かれた元日本人がいることを想定して、在留資格を付与するための何らかの

制度設計をすべきとする原告の主張は、その前提を欠くものであって、誤りである。

実際に、原告についても、令和5年5月24日に、京都[]において、「国籍喪失を証すべき書面」として、市民権カード、本件手紙及びそれらの訳文等（なお、これらは、平成30年（2018年）12月14日に原告が世田谷区に国籍喪失の届出をした際に、届書に添付されていたものと同じである。）を添付して行った京都市中京区への国籍喪失の届出は、京都地方法務局長に対する受理照会を経た上で、受理されている（甲第136号証の1・4ないし12ページ）ことは、前記第2の1(2)ウ(i)で指摘したとおりである。

- (2) 原告の主張する「外国国籍を志望取得したことが客観的事実から明らかであるにもかかわらず、「国籍喪失を証すべき書面」（戸籍法103条2項柱書）を添付することができ」ないために「国籍喪失届が受理されない状況に置かれた元日本人」に原告は当たらないこと

そもそも、本件において、原告が原告の国籍喪失届の不受理処分が行われたと主張する平成30年（2018年）時点での国籍喪失届が受理されるに至らなかったのは、前記第2の1(2)ウ(i)で述べたとおり、原告が、平成30年（2018年）12月14日に世田谷区役所で提出した国籍喪失の届出について、「受理照会は待てない。」、「京都で法務省あて国籍離脱の届出をするので取り下げたい。」などと述べて、同月17日に取り下げ（なお、同年11月5日には国籍喪失の届出すら行われていない。）、その後、令和5年（2023年）5月24日に至るまで国籍喪失の届出を行わなかったことによるものである。

したがって、原告は、原告の主張する「国籍喪失を証すべき書面」（戸籍法103条2項）の添付ができないために「国籍喪失届が受理されない」状況に置かれた「元日本人」に当たるとは言えないし、同年8月18日に「日

本人の配偶者等」の在留資格が付与されるまでの間、「外国人」（日本の国籍を有しない者、令和5年法律第56号による改正前の入管法2条2号）に該当することが明らかでないとして在留資格を得ることができなかったことに関して、被告に国賠法1条1項にいう違法があるなどと評価され得るものではない。

（以上(1)及び(2)につき被告第2準備書面第3の2・8ないし10ページ参照）

3 まとめ

以上のとおり、本件資格変更申請を不受理とし、在留資格を付与しなかったとして、それらが国賠法1条1項の適用上違法であるとする原告の主張が誤りであることは明らかである。

第4 結論

以上のとおり、原告の予備的国家賠償請求は理由がない。

以 上